

○無免許運転者等取扱要領の制定について

昭和46年9月3日例規（交指・免・試験）第52号
改正平成28年12月22日例規（免）第136号
令和4年3月31日例規（務）第47号
令和5年6月23日例規（交総）第50号
令和6年3月29日例規（高情）第53号
令和6年6月28日例規（交指）第79号

無免許運転者、運転免許証不携帯者、無許可道路占用者等に係る違反事件の処理の迅速的確を期するため、別記のとおり「無免許運転者等取扱要領」を制定したので、運用の適正を期されたい。
なお、次の通達は、廃止する。

- 1 「無免許運転等違反者の取扱要領の制定について」（昭和32年7月9日例規大警交一第665号、大警交二第571号）
- 2 「無免許運転の立証について」（昭和45年3月6日例規（交指・免）第9号）
- 3 「無免許運転者等の身上照会の実施について」（昭和45年9月8日一般（交指）第534号）

別記

無免許運転者等取扱要領

第1 無免許運転者等の身元確認

無免許運転者、運転免許証不携帯者、無許可道路使用者等の身元は、次により確認する。

1 現場における身元確認

(1)

(2)

2 身柄引請け

住所、氏名等が確認できたときは、後日の呼出し等に確実に応じるよう、違反者の保護者、配偶者、勤務先の上司等に身柄引請け及び車両引取りをさせる。

3 現場で身元が確認できないときの措置

4 運転免許証不携帯者の免許の確認

(1)

(2)

(3)

5 身元確認票の作成等

- (1) 無免許運転者、特定小型原動機付自転車の無資格運転者又は運転免許証不携帯者に係る違反事件を処理するに当たり、交通切符、交通反則切符又は点数切符（以下「交通切符等」という。）を取り扱った警察官は、前記4により身元確認を行った内容について、身元確認票（別記様式第1号）を作成し、次により措置する。ただし、身柄を拘束した者又は拘束する必要がある者については、この限りでない。

ア 交通切符により措置した場合

大阪府警察交通切符処理規程（昭和43年訓令第17号。以下「処理規程」という。）の定めるところにより、交通切符を送付し、送致し、又は引き継ぐ場合は、乙票に身元確認票を、丁票に身元確認票の写しを添付する。

イ 交通反則切符により措置した場合

大阪府警察交通反則通告事務取扱規程（昭和43年訓令第16号）の定めるところにより、交通反則切符を送付し、送致し、又は引き継ぐ場合は、乙票に身元確認票を、丁票に身元確認票の写しを添付する。

ウ 点数切符により措置した場合

大阪府警察点数切符処理規程（昭和50年訓令第19号）の定めるところにより、点数切符を保管し、又は送付する場合は、乙票に身元確認票を、丙票に身元確認票の写しを添付する。

エ 複数の交通切符等により措置した場合

違反行為が併合罪又は觀念的競合若しくはけん連犯の関係に当たる場合で、複数の交通切符等を作成するときは、運転免許証の不携帯の違反に係る交通反則切符については、前記イに準じて措置し、他の違反に係る交通切符等については、次の措置を執る。

（ア） 交通切符で措置した場合

乙票及び丁票に身元確認票の写しを添付する。

（イ） 交通反則切符で措置した場合

乙票及び丁票に身元確認票の写しを添付する。

（ウ） 点数切符で措置した場合

乙票及び丙票に身元確認票の写しを添付する。

(2)

6 留意事項

(1)

(2)

第2 関係市区町村長に対する身上照会

1 身上照会を実施する場合

(1)

(2)

2 照会及び確認の方法

(1)

ア

(ア)

(イ)

イ

(2)

ア

イ

(3) 確認方法の明確化

3 事件送致等の特例

- (1) 交通警察官室に引き継いで送致する事件のうち、本籍地市区町村からの身上調査回答書が交通警察官室への引継日までに到達していないものについては、交通切符乙票に身上調査回答書が未着である旨の付せんを付して引き継ぎ、身上調査回答書は、到達後直ちに追送する。
- (2) 前記(1)の引継ぎを受けた交通警察官室は、身上調査回答書の追送を待って事件記録に添付し、被疑者の出頭日に事件を送致する。ただし、身上調査回答書が交通警察官室に到達する前に被疑者が出頭したときは、必要な取調べのみを行うこととし、身上調査回答書が到達した時点において送致する。

第3 無免許運転の立証

無免許運転者については、次により警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に対する照会を行い、無免許の事実を立証し、自白を補強する。
なお、16歳未満の者については、免許証が交付されないので、無免許の事実を立証する必要はない。

1 運転免許の有無等に関する照会

(1) 交通警察官室引継事件

ア 無免許運転者を検挙した警察官から報告を受けた交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、方面機動警ら隊長、鉄道警察隊長又は警察署長（以下「関係所属長」という。）は、交通切符（丁票を除く。）及び運転免許の有無等に関する照会結果書（別記様式第3号。以下「照会結果書」という。）とともに、交通指導課長又は交通警察官室の所在地を管轄する警察署長（以下「主管所属長」という。）の定める日までに交通警察官室に引き継ぐ。この場合、照会結果書には、事件番号及び違反者氏名を記載し、照会者（違反登録票又は事故登録票の作成者）が署名押印しておく。

イ 関係所属長は、交通切符丁票及び作成した違反登録票又は事故登録票（運転免許の行政処分事務処理要綱（昭和44年9月26日例規（免）第61号。以下「処理要綱」という。）別記様式第1号の2）を運転免許課長に送付する。この場合、違反登録票又は事故登録票には、上欄余白に「無免許」と朱書するとともに、下欄余白に情報処理センターからの通報回答があった場合における連絡先（電話番号）を記入する。

(2) 直接送致事件

関係所属長は、違反登録票、違反・事案登録票（処理要綱別記様式第1号）又は事故登録票を作成し、検挙の日から起算して7日以内に交通切符丁票又は現認報告書、供述調書等関係書類及び人身事故用行政処分原票（処理要綱別記様式第7号）とともに運転免許課長に送付する。この場合、前記(1)のイの後段と同様の措置を執る。

2 運転免許の有無等に関する回答

運転免許課長は、情報処理センターから運転免許の有無等に関する回答を受理した日に関係所属長に対し電話回答する。ただし、前記1の(1)の交通警察官室引継事件については、当該事件

を処理する主管所属長に対し回答する。

3 照会結果書の作成

関係所属長又は主管所属長は、運転免許課長からの回答に基づき、照会結果書を作成する。この場合、直接送致事件の照会結果書の照会者欄には、違反登録票、違反・事案登録票又は事故登録票作成者が署名押印する。

4 有免許該当者の免許種別等の確認

前記2の回答が運転免許を有する者である旨の回答である場合は、次の措置を執る。

(1) 被疑者と回答に係る者とが別人であることが確認されたときは、被疑者と回答に係る者とが別人であることを明らかにする検査報告書を作成し、照会結果書に添付する。

(2) 被疑者と回答に係る者が同一人であることが確認され、さらに免許種別外の運転又は審査未済免許による運転であると認められたときは、そのことを検査者が明確にしているものを除き、運転免許証に関する調査報告書(処理規程様式第9号)を作成し、照会結果書に添付する。

5 急を要する場合の措置

無免許運転違反者を逮捕し、身柄付送致をする場合等で急を要するときは、その都度、速やかに事件処理関係所属において運転免許課に対し、即時処理による免許・不適格事実照会を依頼し、その回答結果に基づき、照会結果書を作成する

ただし、執務時間外の照会結果については、執務時間内に回答する。

6

7 交通切符の引継日等の指定

主管所属長は、無免許運転に係る交通切符の交通警察官室への引継日及び無免許運転者の交通警察官室への出頭日を原則として次により指定する。

(1) 交通切符の引継日

検挙の日から起算して7日以内の日

(2) 違反者の出頭日

検挙の日から起算して11日(交通警察官室に対し、運転免許の有無に関する回答がある日)を経過した日以後7日以内の日

第4 経過措置

「無免許運転者等取扱要領の一部改正について」(令和6年6月28日例規(交指)第79号。以下「一部改正例規」という。)の実施の際現に一部改正例規による改正前の無免許運転者等取扱要領により定められた様式の用紙で残存するものは、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の無免許運転者等取扱要領により作成したものとして使用することができる。

前文(抄)(令和4年3月31日例規(務)第47号)

令和4年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文(抄)(令和5年6月23日例規(交総)第50号)

令和5年7月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文(抄)(令和6年3月29日例規(高情)第53号)

令和6年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文(抄)(令和6年6月28日例規(交指)第79号)

令和6年7月1日から実施することとしたので、了知されたい。

別記様式第1号

身元確認票		
確認対象者 (自称)	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	電話番号	
確認方法	<input type="checkbox"/> 無免許運転	
	<input type="checkbox"/> 特定小型原動機付自転車の無資格運転又は免許証不携帯	
	<input type="checkbox"/> 免許証不携帯	
	<input type="checkbox"/> その他	
) (
確認結果	<input type="checkbox"/> 確認対象者欄記載のとおりであることを確認した。 <input type="checkbox"/> 身元の確認ができなかった。 <input type="checkbox"/> 参考事項 ())	
確認年月日	年 月 日	
確認者	大阪府 司法	警察署・課・隊 ㊞

注: 1 生年月日は、元号を冠して記入すること。
 2 該当する□に○印を付すること。

別記様式第2号

大蔵省 司法警察課 監視	警察署・課・係長 司法警察課 監視	年 月 日			
身 上 被 犯 者 申 告 書					
道路交通事故（被験者） 上記の者に対する前回被験事件につき身上海賠をした結果は、次のとおりですから報告します（該当事項）。					
調査調査年月日	年 月 日				
調査調査先	府 県 市	都 区 町 村	支 (出張) 所	調 査 者	課 (係)
調査調査方法	<input type="checkbox"/> 身上調査報告書 <input type="checkbox"/> 電 話 <input type="checkbox"/> その他				
調査調査内容	<input type="checkbox"/> 本 権 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 生年月日				
調査調査結果	<input type="checkbox"/> 文書切符記載のとおり。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり。 <input type="checkbox"/> 再調査の上交通事故簿等を再作成した。				
被 打 正	訂 正 事 項				
本籍					
出生地					
住 所					
氏名 (性 別)	(男・女)				
生年月日	年 月 日 生				
備 考					

注：被験者が外国人で在留カード等の番号が付附している場合は、備考欄に記入すること。

事件番号

運転免許の有無等に関する照会結果書

交通事件原票(番号)の違反者に対する運転免許の有無等について情報処理センターに照会した結果は、次のとおりである。

- 違反当日は、免許登録されていなかった。
 免許登録されていた(免許外)

免許の種類

免許証番号 第 号

交付年月日 年 月 日

交付公安委員会 公安委員会

- 年 月 日から 日間免許停止中であった。

(処分公安委員会 公安委員会)

照会者	署・課・隊 司法	署・課・隊 ⑩
回答者	運転免許課	
回答受理年月日	年 月 日	
回答受理者	署・課・隊	⑩